



二段ベッド及びロフトベッドのSG基準(公開用)

一般財団法人 製品安全協会

二段ベッド及びロフトベッド専門部会 委員名簿

(委員は 50 音順)

	氏 名	所 属
(部 会 長)	西 田 佳 史	東京工業大学
(委 員)	浅 田 淨 江	消費生活アドバイザー
	池 田 明 生	株式会社ベルーナ
	石 川 康 博	公益社団法人日本通信販売協会
	井 上 佳 昭	株式会社山善
	河 原 勲	全日本ベッド工業会
	川 村 伸 貴	一般社団法人日本家具産業振興会
	黒 田 勝	株式会社モーニン
	小 林 武 夫	一般財団法人日用金属製品検査センター
	長 谷 川 良 一	岐阜県生活技術研究所
	渕 井 南 都 子	主婦連合会
	丸 山 智 生	一般財団法人ボーケン品質評価機構
	森 永 義 正	株式会社アート物流
	油 井 靖 彦	浜本工芸株式会社
(関 係 者)	経済産業省 製造産業局 生活製品課	
	経済産業省 商務情報政策局 産業保安グループ 製品安全課	
(事 務 局)	一般財団法人製品安全協会	

二段ベッド及びロフトベッドのSG基準

SG Standard for bunk beds and loft bed

1. 基準の目的

この基準は、二段ベッド及びロフトベッドの安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項について定め、一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生の防止を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、二段ベッド上段の床板上面及びロフトベッドの床板上面の高さが 800mm 以上のベッド（マットレス、ふとん等を含まない。）について適用する。

ただし次の各号に該当するものには適用しない。

- ① 2才未満の者が使用するもの
- ② 支柱及び床板が合成樹脂製のもの

3. 用語の定義

用語の定義は次のとおりとする。

二段ベッド：ベッドを上段と下段に積み重ねた構造のベッドをいう。上段と下段を分離できるもの（分離式）と分離できないもの（固定式）がある。

ロフトベッド：二段ベッドの上段のみで、下段に相当する空間に机、棚、椅子などのシステムパーツを収納する空間がある構造のベッドをいう。

システムベッド：ロフトベッドのうち、あらかじめシステムパーツが付属しているベッドをいう。

4. 安全性品質

二段ベッド及びロフトベッド（以下「ベッド」という。）の安全性品質は次のとおりとする。

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
1. 外観及び構造	1. ベッドの外観及び構造は、次のとおりとする。 (1) 各部の仕上げは良好で、人体に傷害を与えるような突起、鋭い角部などがないこと。 (2) ベッドの上段の両側には手すりが、前後には前わく及び後ろわくが確実に取り付けられていること。 なお、分離式のもので上段と下段が明確に区別で	(2)

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	きないものは、下段も同様とする。 (3) 床板上面は、滑りにくいものであること。 (4) 床板が固定していないものにあっては、床板が落下しないように、落下防止構造が設けられており、その取付は確実であること。 (5) 床板保持部に木製のさんを使用したものにあっては、さん部分が、くぎ又は木ねじ等と接着剤を併用して確実に固定されていること。 (6) 木製はしごの支柱と踏み板がだぼ又はほぞで組み付けられているものにあっては、はしごの上下に外れ止めが施してあること。	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	(7) はしごの踏み板上面は、平らな面を有し、はしごをベッドに取り付けた状態で、踏み板上面はほぼ水平であること。 (8) ベッドの上段から異物等が落下しにくい構造であること。 なお、分離式のもので上段と下段が明確に区別できないものは、下段も同様とする。 (9) キャスターを有するものにあっては、可動防止のための措置を講じていること。 (10) 折り畳み機構を有するものにあっては、使用時及び収納時に確実に固定できる構造であること。	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	(3) ベッドの上段の床板上面から手すり上端までの高さは○mm以上であること。 また、前わく及び後ろわく上端までの高さは○mm 以上であること。 ただし、二段ベッドのうち分離可能で、上段と下段が明確に区別できないものは、下段も同様とする。 なお、マットレスを付属しているものにあつては、「床板上面」を「マットレス上面」とする。 ただし、マットレスの上に敷ぶとん類を使用しないものにあつては、マットレス上面から手すり上端までの高さが○mm 以上であること。 (4) はしごにあつては、踏み板の幅は○mm 以上、長さは○mm 以上であり、踏み板の間隔は○mm±○mm であること。	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	(5) 各部材間のすき間は直径 ○mm の円筒を通さない大 きさであること。 ただし、○才以上の者が 使用できるものにあつて は、その寸法を○mmとする ことができる。 なお、部材間を布、レザ ー、ネット、籐等で覆っ ているものにあつては、この 限りでない。 (6) 傾斜形はしごにあつては、 はしごの支柱及び踏み板 とベッド下段の手すり及 び側板との間隔は、○mm 以 上であること。 (7) 上方が開放されている部 材間の切欠き部の幅は、○	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	mm 以下であること。 また、切欠部上端は、直径○mm の円筒を当てたときの上端からの落込み深さが○mm 以下であること。 (8) 床板を固定していないもので、床板保持部に受けさんを使用したものにあつては、床板と受けさんの重なり代は、○mm 以上であること。	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
3. 全体の強度	3. ベッド全体の強度は、次のとおりとする。 (1) ベッドの上段の床板上面中央部にON、さらに前わく又は後ろわくにたなが設けられているものは、たなの上面中央部にもONの力を鉛直方向に加え、○分間放置したとき、破損及び使用上支障のある変形等がないこと。 なお、下段がベッドの場合には、下段も同様に行うこと。 (2) ベッドの上段の床板上面中央部にONの力を鉛直方向に加えた状態で、ONの力を前後水平方向に交互に各○回加えたとき、破損及び使用上支障のある変形等がないこと。	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
4. 前後わく及び手すりの強度	4. ベッドの前後わく及び手すりの強度は、次のとおりとする。 (1) 前わく及び後ろわくの上端中央部に○Nの力を水平方向に加えたとき、破損及び使用上支障のある変形等がないこと。 (2) 手すりの上端中央部に○Nの力を水平方向に加えた	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	とき、破損及び使用上支障のある変形等がないこと。 (3) 着脱式手すりには、ONの力を斜め上方に加えたとき、破損、脱落及び使用上支障のある変形等がないこと。 (4) 前わく、後ろわく又は手すりに組子を使用しているものにおいて、組子中央部	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
5. はしご及びはしご取付け部の強度	にONの力を水平方向に加えたとき、破損及び使用上支障のある変形等がないこと。 (5) 前わく、後ろわく又は手すりのすき間を布、レザー、ネット、籐等で覆っているものはその中央部にONの力を水平方向に加えたとき、破損及び使用上支障のある変形等がないこと。 ただし、すき間の幅が○mm 以下にあっては適用しない。 なお、○才以上の者が使用するものにあっては、そのすき間を○mm 以下とすることができる。	
	5. ベッドのはしご及びはしご取付け部の強度は、次のとおりとする。 (1) 着脱式はしごにあっては、はしごをベッドに取り付けた状態で脚部を固定し、中央部にON の前後水平方向の力で○回押し引きしたとき、破損及び使用上	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	支障のある変形等がないこと。 (2) 着脱式はしごにあっては、はしご中央部に○Nの水平方向の力を○分間加えたとき、破損及び使用上支障のある変形等がないこと。 (3) 固定式はしごにあっては、はしご中央部に○Nの水平方向の力を○分間加えたとき、破損及び使用上支障のある変形等がないこと。	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	(4) はしごの上端踏み板中央部に○Nの鉛直方向の力を○分間加えたとき、破損及び使用上支障のある変形等がないこと。	
6. システム ベッド	6. システムベッドの付属品であるシステムパーツは、ベッドの使用上の安全性を損なわないものであること	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
7. 電氣的安 全性	7. ベッドの電氣的安全性は、次のとおりとする。 (1) 配線器具を備えているものにあつては、電気用品安全法電気用品の技術上の基準を定める省令に適合するものであること。 (2) 電気用品安全法の「コンセント付き家具」、「電灯付家具」又は「その他の電気機械器具付家具」に該当するものにあつては、電気用品安全法電気用品の技術上の基準を定める省令に適合するものであること。	
8. 材料	8. ベッドの材料は、次のとおりとする。 (1) 木材及び木質材には、著しい欠点がないこと。 (2) 木材の含水率は、適正であること。 (3) 耐食性材料以外の金属材料は、防せい処理が施されていること。 (4) 使用材料には、有害なものを含まないこと。	

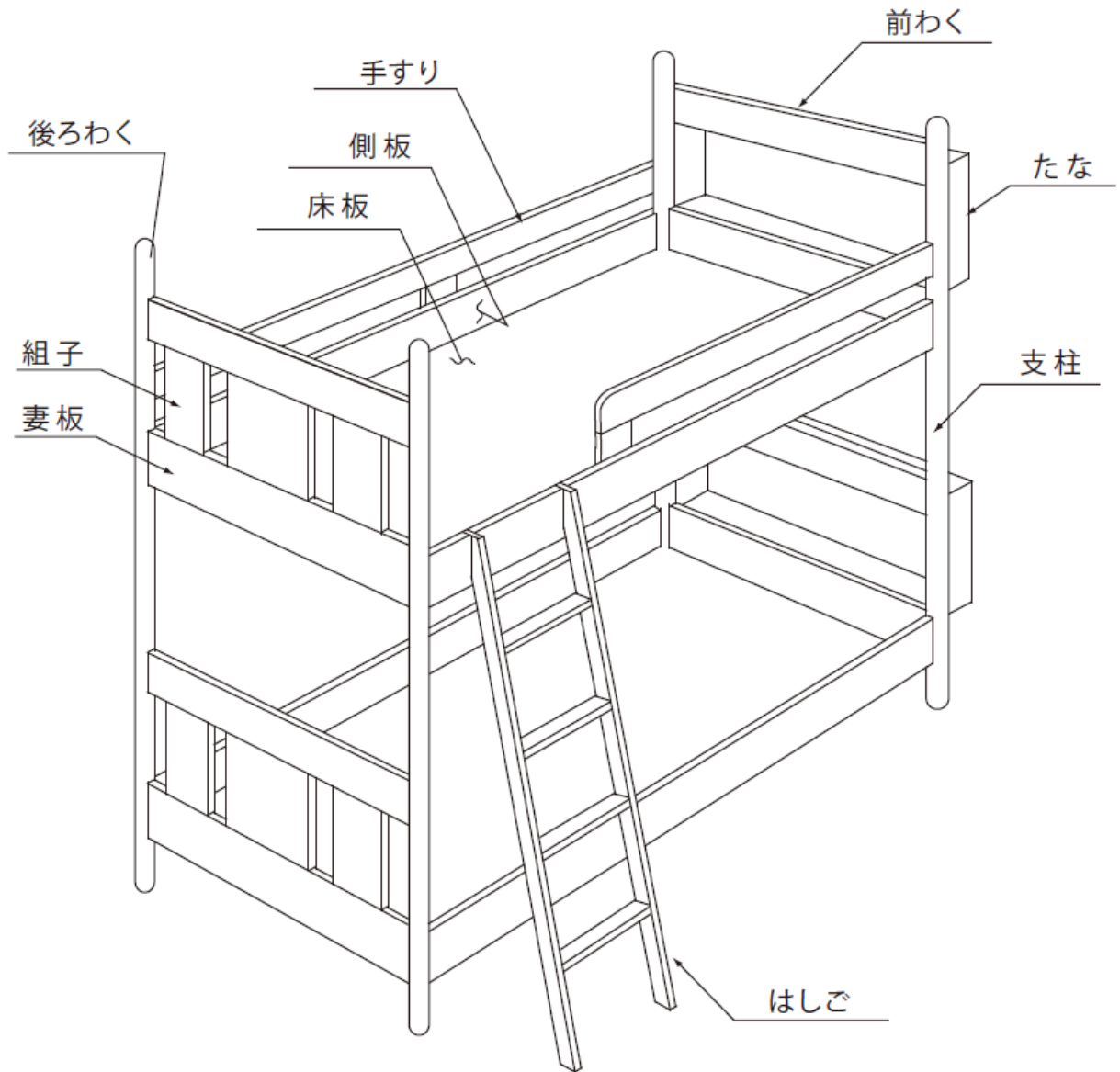
5. 表示及び取扱説明書

二段ベッド及びロフトベッドの表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

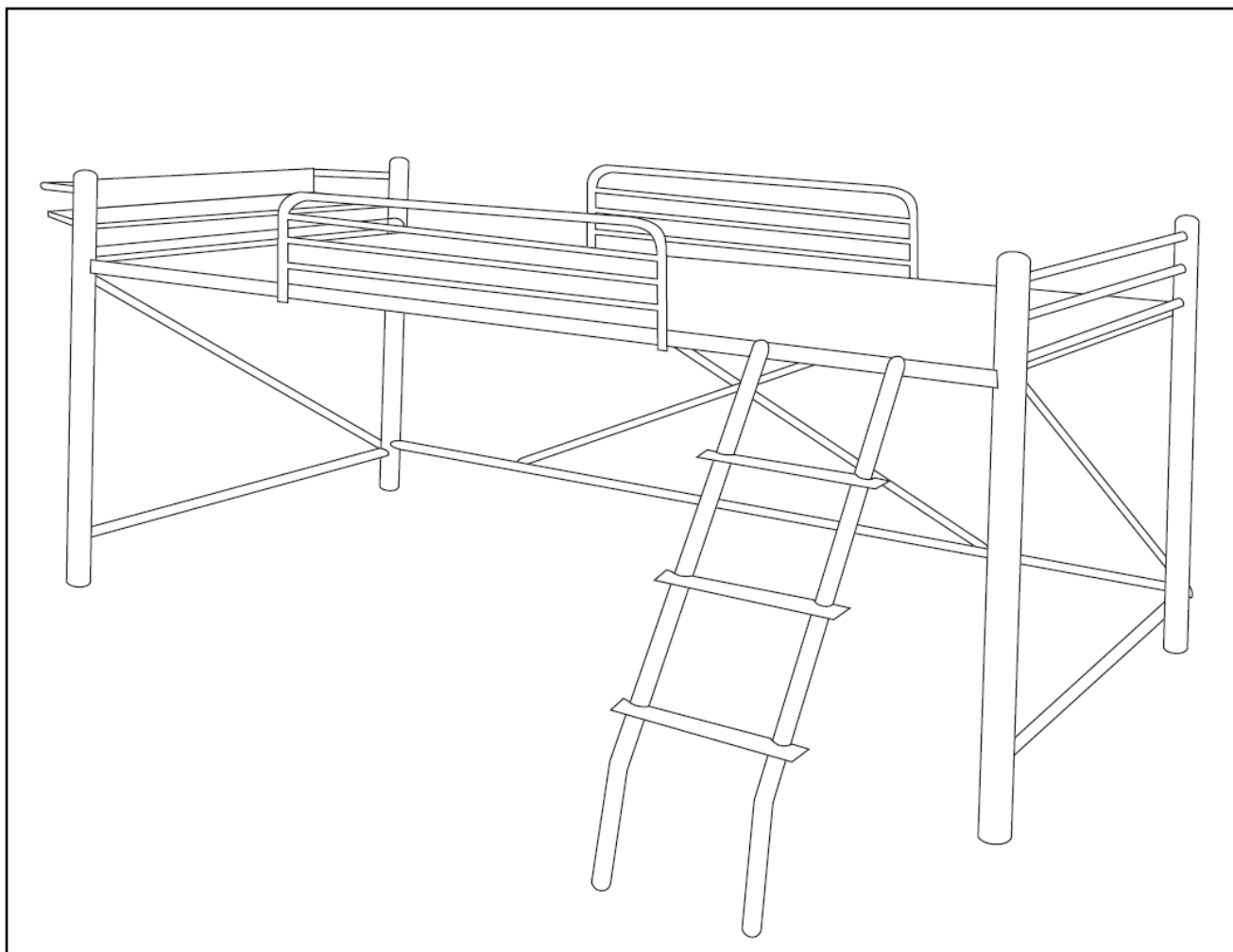
項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
1. 表示	1. 製品には、容易に消えない方法で次の事項を表示すること。 (1) 申請者（製造業者、輸入業者等）の名称又はその略号。 (2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号。	
2. 取扱説明書	2. 製品には、次に示す主旨の取扱上の注意事項を明示した説明書を添付し、製品本体にも 2. (4) の使用上の注意の主旨を明示すること。 なお、一般消費者が容易に理解できるよう図で明示するのが望ましい。 (1) 取扱説明書は必ず読み、読んだあと保管すること。 ただし、以下の各項を本体に表示するものは、省略してもよい。 (2) 組立て式のものは、その組立て要領及び注意。 (3) 使用対象者体重の上限。（ただし、〇kg を上限とする。） (4) 使用上の注意 (a) 〇才未満の者は使用しないこと。（部材間のすき間が 〇mm を超えるものに限る。） (b) 〇才未満の者は使用しないこと、または〇才未満の者はベッド下段に寝かせること。（〇 mmより高い就寝部があるものに限る。） (c) 〇才未満の者は使用しないこと。（〇 mm より高い就寝部があるものに限る。） (d) 敷ぶとん類は、前わく、後ろわく及び	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	側板との間にすき間を生じないもので、敷ぶとん類の合計した厚みは0mm以下のものを使用すること。 (e) ベッド（二段ベッドの場合はベッドの上段）への昇降は、必ずはしごにより行うこと。 (f) 手すり、前わく又は後ろわく棚等に腰かけたり、乗ったり、はねたり、ぶら下がったり、飛び降りたりしないこと。 (g) 手すり、ねじ類は、その取付けが確実かどうかをときどき点検すること (h) ひも類等の危険なものを取り付けないこと。 (i) ベッドを使用しないとき、着脱式のはしごは安全なところに置くこと。 (j) 切欠きのない方向に頭を向けて寝ること。（後ろわくに切欠きがあるものに限る。） (5) 製造業者名、輸入業者名又は販売業者名等及びその住所を記載すること。	

付図 二段ベッド部品名称



付図 ロフトベッド



付図 システムベッド

